

「定額減税しきれないと見込まれた方」等への追加の給付金 【羽曳野市定額減税補足給付金(不足額給付)】について

「羽曳野市定額減税補足給付金(不足額給付)」とは?

令和6年度に行われた当初調整給付の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

※所得税・個人住民税合わせて既に対象者一人あたり4万円の定額減税を受けられている方、

または合計所得金額1,805万円超の方は、当初調整給付及び不足額給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

不足額給付Ⅰ

【対象者】

○令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額(令和5年所得)>「令和6年分所得税額(令和6年所得)」となった方

○こどもの出生等で扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額(当初調整給付時)<「所得税分定額減税可能額(不足額給付時)」となった方
など

※当初調整給付後に税額修正により、令和6年度分個人住民税の所得割額が減少した方も対象になる場合があります。

※令和6年度、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金(当初調整給付)を支給しております。

【給付額】

当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方に対して、その差額を支給します。(※1万円単位)

◎ 対象要件を満たす方であって、市が公金受取口座としてデジタル庁に任意で登録されている預貯金口座の情報を取得できた方については、「プッシュ方式(手続き不要)」での支給を予定しております。登録されている情報に相違がないか、マイナポータルからご確認ください。

※氏名変更された場合や統合等に伴い金融機関名・支店名等が変わった場合には、変更手続きが必要です(自動的に更新されません。)

公金受取口座情報の登録が完了するまでに数日を要する場合があります。

市から給付金の案内が届きましたら、必ず内容をご確認のうえ、手続きが必要な場合は期限内にお手続きください。

その他の詳細は決まり次第、8月号広報、市ウェブサイトでお知らせします。 ☎ 保健福祉政策課 給付金事業推進室

不足額給付Ⅱ

【対象者】

● 下記の①～③の全ての対象要件を満たす方

● ①令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ(本人として定額減税の対象外であること)

● ②税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者(白色)の方、合計所得金額48万円超の方(扶養親族等として、定額減税の対象外であること)

● ③低所得世帯向け給付(令和5年非課税給付等、令和6年非課税化給付等)対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない(他市町村で同様に実施していた給付金を含む)

【給付額】

● 原則4万円

● ※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合などは支給額が異なります。

● ※その他、令和6年度または令和7年度の課税状況により、金額が変動します。

税務課(固定資産税担当)からのお知らせ 内線1550・1551

改修された住宅に対する固定資産税の減額について

一定の要件を満たす住宅の改修を行った場合、申告により、工事完了日の翌年度分の固定資産税が減額されます。

※工事完了日から3カ月以内に税務課への申告が必要です。

耐震改修	昭和57年1月1日以前に建築された住宅
バリアフリー改修	高齢者等(改修工事完了年の翌年1月1日における年齢が65歳以上の方、要介護認定又は要支援認定を受けている方、障害のある方)が居住する、新築された日から10年以上を経過した住宅
熱損失防止(省エネ)改修	平成26年4月1日以前に建築された住宅

上記は改修要件の一例です。詳しい内容や申告の必要書類等については、お問い合わせください。

税務課(納税担当)からのお知らせ 内線1440・1460

●市税催告コールセンター業務・夜間窓口など

市税(市・府民税、固定資産税、軽自動車税、法人市民税)の納期限から一定期間を過ぎても納付確認ができない方に対して、専門オペレーターが未納のお知らせと、納付案内を行います。

【業務時間】(月)～(金)9:00～17:30 ※(祝)除く

7月8日(火) 10日(木) 15日(火) 17日(木) 9:00～20:00

<振り込め詐欺など不審電話にご注意>

「市税催告コールセンター」から、還付金の案内や納付のためにATM操作を求めることは一切ありません。

●市税の納付相談

【夜間窓口】

7月17日(木) 18:00～20:00

税務課の窓口

(市役所本館1階)にて

※7月の日曜窓口の開設は

ありません。

●固定資産税・都市計画税

第2期の納期限【7月31日】

納期限を過ぎると延滞金が加算される場合があります。詳しくは

市ウェブサイトをご

覧ください。

